

1 法務関係

- ア 国民が利用しやすい司法制度の実現
- イ 商法・民法の見直し
- ウ その他

(3) 個別事項

ア 国民が利用しやすい司法制度の実現

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
法曹人口の大幅増員等 (法務省)	a 司法試験合格者の1,500人程度への増加については、修習の内容や方法の改善、司法修習生の修習先への受入れ態勢等について継続的に調査・検討を行った上で、国民各層からの意見を反映しつつ、司法制度改革審議会が行う検討の結果をも踏まえて、早急に結論を得て、所要の措置を講ずる。	結論	結論に従った所要の措置	
	b 司法試験合格後に民間における一定の実務経験を経た者に対して法曹資格の付与を行うための具体的条件等を含めた制度的な検討については、司法試験合格者数の1,500人への増加問題についての検討の一環として、早急に結論を得て、所要の措置を講ずる。	結論	結論に従った所要の措置	
	c 更なる法曹人口の大幅増員については、司法制度改革審議会の中間報告において、「法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、計画的にできるだけ早期に3,000人程度の新規法曹の確保を目指す必要がある」と取りまとめられているところであり、同審議会の検討の結果をも踏まえて、適切かつ迅速に実現を図る。	調査・検討	調査・検討	調査・検討
隣接法律専門職の法律事務の取扱い範囲の見直し等 (法務省、経済産業省)	a 司法書士及び弁理士の訴訟代理等については、規制改革委員会の第2次見解及び司法制度改革審議会の審議結果等を踏まえ、司法サービスへのアクセス向上等の観点から検討し、結論を得て所要の措置を講ずる。 (司法制度改革審議会は平成12年11月に中間報告を公表し、設置期限である平成13年7月までに最終報告を取りまとめる予定)	結論・措置		

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
(財務省)	b 税理士については、その業務として、裁判所において補佐人として訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる制度を創設する。 (第151回国会に関係法案提出)	法律案成立後公布	措置 (施行)	
弁護士事務所の法人化 (法務省)	弁護士事務所の法人化の具体的な在り方等につき、更に調査・検討を進め、これを踏まえて、速やかに所要の措置を講ずる。 (第151回国会に関係法案提出)	法律案成立後公布	措置 (施行)	
外国法事務弁護士と弁護士との提携 (法務省)	日本法及び外国法を含む包括的、総合的な法律サービスを国民・企業が受け得る環境を整備する観点から、外国法事務弁護士と弁護士による包括的・総合的な協力関係に基づく法律サービスがあらゆる事案について提供できるよう、司法制度改革審議会が行う検討の結果をも踏まえて、特定共同事業の目的に関する規制を見直すなど所要の措置を検討する。	検討	結論	措置
弁護士の活動領域の拡大 (法務省)	弁護士は、公職への就任が制限され、営利企業に所属する場合には所属弁護士会の許可を必要とされているが、弁護士の活動領域の拡大を進める見地から、司法制度改革審議会の審議結果を踏まえて、これらの兼職等の制限を自由化する方向で必要な措置を講ずる。	検討 (結論)	措置	
弁護士情報の公開の拡充 (法務省)	第三者評価の導入の可否を含め、利用者には有益な弁護士の専門分野や実績等についても広告対象とすることについて、日本弁護士連合会に対し、必要な協力を行うとともに、所要の措置が早期に講じられるよう要請する。	措置		
登録・入会制度の在り方見直し (法務省)	規制改革委員会の見解及び司法制度改革審議会の審議結果を踏まえ、 (a) 日本弁護士連合会及び弁護士会において、弁護士会の運営に国民の声を一層反映させるため、役員に資格者以外の者を任用することなども含めそ	措置		

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
	<p>の方策を検討すること、</p> <p>(b) 弁護士の懲戒制度について、早期に透明化、迅速化、実効化のための所要の改善措置を講じ、当該資格者の氏名を含めて懲戒処分の内容を官報に公表した上で、その他の媒体にも公表すること、</p> <p>(c) 日本弁護士連合会及び弁護士会について、業務及び財務等に関する情報を公開すること</p> <p>について、日本弁護士連合会に対し措置を要請する。</p>			
ADRの整備 (法務省及び関係府省)	<p>司法制度改革審議会において平成13年7月までに取りまとめられる最終意見及びUNCITRAL (United Nations Commission on International Trade Law: 国連国際商取引法委員会) において行われているADR (Alternative Dispute Resolution: 裁判外紛争処理) 法制の見直し作業を踏まえ、仲裁や調停を含むADRの拡充・活性化のための基盤整備やADRと裁判手続との連携強化の方策等について検討する。</p>	検討		

イ 商法・民法の見直し

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
無議決権優先株の発行枠拡大及び優先株発行手続の簡素化等 (法務省)	<p>資金調達手段の多様化の観点から、無議決権優先株の発行枠拡大や優先株の発行手続の簡素化等について、制度を整備する。</p> <p>(次期通常国会に関係法案提出予定)</p>	検討・結論(法案提出)		
トラッキング・ストックに関する制度の整備 (法務省)	<p>株式会社による資金調達手段の多様化を図る観点から、トラッキング・ストック(部門・子会社業績連動配当型株式)について制度の整備を行う。</p> <p>(次期通常国会に関係法案提出予定)</p>	検討・結論(法案提出)		

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
1株当たり純資産額規制の廃止及び株式分割時における株式発行授權枠の拡大 (法務省)	株式の流動性を確保する観点から、1株当たりの純資産額の規制を廃止するとともに、株式分割時における株式発行授權枠を拡大する。	検討・結論		
検査役調査制度の改善 (法務省)	検査役調査制度について、制度の目的を維持しつつ、その手続をより合理化することができないか等について検討し、改善を行う。 (次期通常国会に関係法案提出予定)	検討・結論(法案提出)		
取締役会及び監査役会の在り方及び株主代表訴訟制度の改善 (法務省)	コーポレート・ガバナンスの実効性をより高める観点から、業務執行機関と監督機関の分離、社外取締役監査と監査役監査との間の選択制の採用、取締役・監査役・執行役員の権限の明確化、完全子会社における法制の簡素化、株主代表訴訟制度の改善等について検討するとともに、商法の強行法規性の緩和を図る方向で、機関の在り方の見直しを行う。	検討・結論		
株主総会制度の改善 (法務省)	株式会社の経営の効率化を図り、その業務執行の適正を確保することにより、株主の権利を実現するという観点から、株主総会については、株主総会特別決議の定足数の見直し、株主名簿の閉鎖期間及び基準日の期間の制限の廃止又は緩和、株主提案権行使期限の繰上げ、株主総会の決議事項の軽減、会社の情報の適正な開示の在り方について、これらが相互に密接に関連するものであることに留意しつつ、検討し、改善する。 (次期通常国会に関係法案提出予定)	検討・結論(法案提出)		
ストック・オプション制度の改善 (法務省)	付与対象者の拡大、新株引受権付与方式の株主総会普通決議事項への移行、株式買取請求等により取得した自己株式や権利未行使株式の利用制限の緩和、株主総会決議事項の簡素化、付与限度枠の拡大等について、制度を改善する。 (平成13年度中に国会に関係法案提出予定)	結論(法案提出)		

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
商業帳簿等の電子化 (法務省)	<p>システム化による業務効率向上を図る観点から、監査報告書、株主総会議事録、取締役会決議議事録について、電子署名、電子認証、電子的閲覧等の仕組みが整備されている場合には、電子データによる作成・保存を認める。</p> <p>定款等についても、同様の観点から、電子署名、電子認証、電子的閲覧等の仕組みが整備されている場合には、書面での作成及び備置きは不要とする。 (次期通常国会に関係法案提出予定)</p>	検討・結論(法案提出)		
株主総会の招集通知の電子化 (法務省)	<p>インターネットや電子メール経由による招集通知を希望する株主に対しては、企業のコスト軽減、環境への配慮の観点から、インターネットや電子メール経由での通知を認める。 (平成13年度中に国会に関係法案提出予定)</p>	結論(法案提出)		
株主総会における議決権行使の電子化 (法務省)	<p>株主総会参加のための時間・距離・コストの制約を取り除き、より多くの株主との意思疎通を図り、同時に定足数の確保を図る観点から、株主が希望する場合には、議決権行使書面の電子化を認めるとともに、議決権行使書面に押印する欄を設けなければならないとする参考書類規則第8条について、議決権行使書面の電子化に対応した整備を行う。 (平成13年度中に国会に関係法案提出予定)</p>	結論(法案提出)		
電子媒体による株式会社の公告の実現 (法務省)	<p>企業のコスト削減の観点、インターネットのメディアとしての普及具合等を総合的に勘案した上で、電子媒体による公告を会社の公告として認めることについて、検討を行い結論を得た上で所要の措置を講ずる。 (次期通常国会に関係法案提出予定)</p>	検討・結論(法案提出)		
登記のオンラインによる一括申請及び登記事項の電子化 (法務省)	<p>企業の負担を軽減する観点から、本店及び支店の登記を一括してオンラインにより申請することができるようにする。</p> <p>また、利用者の利便性向上の観点から、登記情報の電子化を早める。</p>	検討		

事 項 名	措 置 内 容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
商法開示と証券取引法開示の調整 (法務省)	企業情報の開示の在り方について、証券取引法に基づく財務諸表(個別企業の財務諸表)を商法上の計算書類とすることの可否等をも含め、商法開示と証券取引法開示との調整について検討し、改善する。 (次期通常国会に関係法案提出予定)	検討・結論(法案提出)		
商法の平仮名・口語化及び有限会社法制の抜本的見直し (法務省)	片仮名・文語体である商法を平仮名・口語体にする。また、有限会社を中心とする中小会社法制について、閉鎖的な会社の特質に見合ったものとする。 (平成17年を目途に法案提出)	検討	検討	検討
民法の平仮名・口語化を含めた財産法制の抜本的見直し (法務省)	社会の変化や経済の発展に伴い、新たな形態の取引が登場してきていること等にかんがみ、民法の契約に関する規定を現代社会に一層適合したものとする等、契約法制を中心に債権債務関係規定の一層の合理化を図るとともに、民法(第1編から第3編まで)を平仮名・口語体とする。 (平成17年を目途に法案提出)	検討	検討	検討
倒産法制の整備 (法務省)	過剰債務を抱える企業の債務削減等による早期再建や迅速な清算が可能となる環境の整備を図る。	検討	会社更生法は14年度国会提出、破産法は15年度国会提出	
不動産競売制度 (法務省) < 10(3)ア の再掲 >	短期賃貸借制度(民法第395条)について、その制度の趣旨や一般市民が安心して参入できる不動産市場の形成、抵当不動産の賃貸借関係の安定性等を十分に踏まえつつ、廃止も含めてその改正について検討を進める。 また、短期賃貸借制度以外の方法による執行妨害への対応も含めて、競売制度ひいては担保制度についての制度面、運用面の両面について必要な見直し・改善の検討を行う。 (次々期通常国会に関係法案提出予定)	検討	結論(法案提出)	

ウ その他

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
ITに係る刑事基本法制の整備 (法務省)	IT経済社会における刑事の基本法制について、高度情報通信ネットワーク社会の安全性及び信頼性の確保に資するため、法的基盤の整備を行う。	措置 (法律案成立後公布・施行)		
	a 平成13年中に、刑法において、支払用カードの偽造等の犯罪に関する罰則を整備する。 (第151回国会に関係法案提出)			
	b 平成17年までに、各種ハイテク犯罪に対する罰則、情報通信ネットワークに関する捜査手続について、必要に応じた法整備を行う。	必要に応じて法整備		
外国人IT技術者受入れ関連制度の見直し (法務省)	IT技術者などの専門的・技術的分野の業務に従事する外国人を一層積極的に受け入れ、我が国における高度な技術や知識を有する人材の確保を図るため、IT技術者に関する上陸許可基準等外国人受入れ関連制度の見直しについて検討を行い、所要の措置を講ずる。	平成13年度中に検討・結論 結論に基づき逐次実施		